

国自整第 225 号の 3

平成 26 年 11 月 21 日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

事業用自動車の緊急点検の実施について

標記については、平成 26 年 3 月 7 日付け国自整第 365 号「事業用自動車の保守管理の徹底について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する保守管理の徹底を図っているところであるが、平成 26 年 10 月 24 日に兵庫県内の中国自動車道において、近畿運輸局管内の高速乗合バスが車枠の腐食により部品が剥離してハンドル操作が不能になり、当該バスが接触した乗用車の運転者が軽傷を負う事故が発生した。これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにも拘わらず、同種の事故が再発したことは重く受け止める必要がある。

また、当該事故の発生に鑑み、近畿運輸局では、別添 1 のとおり事業用自動車（バス）の全車両緊急点検を実施するよう通知したところである。

については、同種事故の再発防止を図るため、貴局管内のバス事業者に対し、車枠・車体の腐食に関する緊急点検を別添 1 と同様に実施するよう周知されたい。また、その他の自動車運送事業者に対しても、同種事故が発生するおそれがあることから保守管理の徹底を周知されたい。

なお、本件については、別添 2 のとおり関係団体に対して通知したことを申し添える。